

10 農林水産省(特区第12次再々検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
100010	市民農園経営主体の制限の一部解除	市民農園整備促進法第2条第2項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付けを実施することが可能となっている。	市民農園法は、市民農園の経営主体とならぬ農地を小区画して一般市民に貸し出すことができる者を公共機関が農業協同組合に制限している。かかる規制が各府県指定都市および各県の県庁所在地に限定して撤廃して欲しい。	市民農園法は、市民農園の経営主体とならぬ農地を小区画して一般市民に貸し出すことができる者を公共機関が農業協同組合に制限している。かかる規制が各府県指定都市および各県の県庁所在地に限定して撤廃して欲しい。	経営主体規制により市民農園は絶対数がすくなく、大都市では順番待ちの状態になっており、都市部においては父祖から農地を受け継いだ人あるいは土地付一戸建家屋を購入する資力をもつ富裕層しか農業に親しむ機会を得ていない。就業を考慮して人にとって農業経営を親む機会が狭められているのみならず、専業の育成に関する農業者の機会も狭められている。また野菜を作物として、野菜を食生活に積極的に取り入れる姿勢を導くことで国民の健康にも資することになるが、このようなメリットも失われている。また農業従事者の高齢化により都市近郊の農地のなかにも荒地化するものが今後出てくるが、とりあえずは市民農園として貸し出すことで、現金収入が得られるならば、農業生産に向い土地として持続させることができる。	E		地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設することは可能と考えようか。					意見のとおり。								個人	岡山県	農林水産省		
100020	農地の転用許可における一部要件緩和	農地法第3条第5条	耕作目的で農地の権利取得等をしようとする場合には農地法第3条の許可、転用目的で農地の権利取得等をしようとする場合には第5条の許可が必要。	農地の住居などへの転用については農地法5条により規制され、厳しい運用がなされている。この許可を、小規模農地付住宅への転用に適用する。あるいは届出制にまで緩和してほしい。	食料は国家にとって戦略物資であり一定以上の自給率はなんとしても確保しなければならない。しかし日本の農作物は農産品としては価格が高すぎて輸入農産物には太刀打できない。とすれば商品としての枠組みでなく自給自足品としてとらえなおす必要がある。また自給自足レベルの小規模農業でも、それを行う人が多数存在すれば、ノウハウの継承、農地荒廃の防止、その地域に育つ青少年に農業という職業選択の可能性を広げる等々に将来の自給率を上げる存在になる。一方で、健康あるいは子供の最低の生活の保障のために、他に職業をもつつつ「自分の食べるものくらいは自分で作れる土地をもちたい」という希望をもつ人は多いはずである。このような小規模農業を営むには20aあれば十分であるが、このような半農半商の土地を確保しては購入することにはできないのが現状である。現在、農地を所有できるのは50a以上の農地を購入できる資力と耕作できる時間をもとに、個人が親から農地を相続できる人のみである。雑かに農地を借りこぼすだけでは、借地は返還を促されるのみで自分のやりたいように農業を行うことは支障がある。返さなければならぬ土地にはあまり入り込まない。宅地に転用して購入するのには、農地法5条の許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保することから、「小規模農地付住宅地」という独自類型を設定し、農地転用の許可要件を緩和し、耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては、10aまで引き下げることが可能であることとする。また、市街化区域内にある農地の場合には、あらかじめ農業委員会への届出を行うことにより、転用が可能となる。また、耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域については、10aまで引き下げることが可能であり、提案の趣旨は実現可能である。さらに、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地に独立して取引の対象となり得ると認められる場合には、当該部分が現に耕作されている農地法上の農地には該当せず、このようないしは、住宅の敷地と一般の宅地に転用するときには従来通りの厳しい農地法の運用がなされるべきである。	C		農地法第3条の許可は、不耕作目的での農地取得を防止し、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されるためのものであり、第5条の許可は、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保し、併せて計画的な土地利用を進めていくためのものである。このように第3条と第5条の許可の趣旨が異なることから、「小規模農地付住宅地」という独自類型を設定し、両方の手続きを一本化することは困難である。また、農地法5条の許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保することから、「小規模農地付住宅地」という独自類型を設定し、農地転用の許可要件を緩和し、耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては、10aまで引き下げることが可能であることとする。また、市街化区域内にある農地の場合には、あらかじめ農業委員会への届出を行うことにより、転用が可能となる。また、耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域については、10aまで引き下げることが可能であり、提案の趣旨は実現可能である。さらに、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地に独立して取引の対象となり得ると認められる場合には、当該部分が現に耕作されている農地法上の農地には該当せず、このようないしは、住宅の敷地と一般の宅地に転用するときには従来通りの厳しい農地法の運用がなされるべきである。															個人	岡山県	農林水産省
100030	農地の権利取得後の耕作の事業に供すべき農地に係る下限面積要件の特例設定基準の弾力化	農地法第3条第3項第5項及び農地法施行規則第3条第4項	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域においては、10aまで引き下げることが可能となっている。また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律における農地の貸付けは、10a未満での面積で5年以上としている。	農地の権利取得後、耕作事業を行う場合に必要とされる農地の合計面積に係る下限面積要件を、1アール以上でより地域の実情に応じて設定出来るようにする。	農地の下限面積要件を大幅に緩和することで、小面積でも自前の農地を所有すること可能になると、野菜作りや果樹栽培を通じて、環境世代や元気な熟年世代のセカンドライフの健康と生きがいづくりをする。また、特に地方出身者の多い大都市である大阪の近郊で小規模の農地を所有するとは、地方出身者の第2の故郷づくりの基礎をつくることに、運来した種子や肥料を呼び、自給と共産で働く機会を確保するなど食育にも役立つ。また、農水省、厚生省や国産者が推奨する都市と農村の共生プロジェクトに合致するとも考えられる。一方で農水省の調査アンケートによると、50a以上の約3人に2人が方が農業を主体とした田舎暮らしを願っているとのデータもあるが、現制度では貸農園等の制度を利用しにくい。しかし、貸農園は1年契約であることから果樹など多年生植物の栽培や、土づくりや肥料など、長期的な耕作計画に基づいた耕作が難しい。また、貸農園の間借地料も高額であり、収穫物より高くなるのが現状である。このように、農業に取り組む人が多く、小規模農地の所有ニーズは高いと考える。また、農地所有者も後継者不足が問題となり、農地を相続した者も農業を続けられない場合も多い。また、農地を処分しようとしても買手がみつからない。あるいは賃貸するにも権利や手続等の理由から消極的になりがちである。このような理由から、現在耕作放棄地の増加等の問題が生じている。以上のように、市民のニーズや農地所有者の事情を勘案し、小規模な農地で農業をすることを可能にするため、農地取得の下限面積要件の緩和が必要であると考える。	C		提案の趣旨は、農業で自立することを目的とするのではなく、農業に興味を持つ環境世代や熟年世代が、家族が消費する程度の農作物を作り、農作業を通して子や孫とともに自然との共生で働く喜びを共有することを目的としている。そのためには、1aから数a程度の農地で十分であり、10a以上の農地では相応の農具等も必要になることから提案の趣旨に沿うことには提案しない。また、貸農園では制度として不十分であることは提案者に認識したとおりである。以上の提案の趣旨を勘案し、再検討をお願いしたい。また、下限面積要件を10aまで引き下げることが可能としているが、引き下げを10aまでとした根拠について明らかにしたい。														個人	鹿児島県	農林水産省	
100040	河川敷において作物栽培可能とする要件緩和	農地法第3条第1項	農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃借、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合、当事者が農業委員会からの許可を受けなければならない。(農地法第3条第1項)	人と地域を再生する「菜の花プロジェクト」(一)河川の河川敷にて展開し、菜種を収穫出来る様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、①備後の母なる芦田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人々が集まる場所として蘇らせる。②使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策。③菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。④休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。⑤「地球環境と私たちの未来に配慮している分」=「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。⑥地域基金と地域通貨創進による環境活動等への支援。⑦住民・企業・教育機関・各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現。である。提案理由：本プロジェクトの目的を達成するために、菜種の収穫は必要不可欠である。代替措置、菜種を単なる作物と捉えず、環境浄化装置として、又、環境教育のツールとして、そして、地域再生の象徴として考慮していただきたい。	D		農地法では、河川敷は、通常の農地と同様に扱っており、特別な要件を課しているわけではない。なお、河川区域内の農地以外の土地を、当該占用許可等を受けた後に農地に開墾する場合には、農地法第3条第1項の許可は不要である。														個人	広島県	農林水産省	
100050	良質な菜の花栽培可能とするために菜種の配布を可能とする要件緩和	種苗法第20条第1項	登録品種の種子を育成者の許可を得ることなく、他人に配布することは、有償、無償を問わずできない。	エルンゲン油を含まない菜種「ななしきぶ」を無料配布出来る様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、①備後の母なる芦田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人々が集まる場所として蘇らせる。②使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策。③菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。④休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。⑤「地球環境と私たちの未来に配慮している分」=「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。⑥地域基金と地域通貨創進による環境活動等への支援。⑦住民・企業・教育機関・各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現。である。提案理由：菜種油に含まれるエルンゲン油は大量に摂取すると人体に好ましくないと考えられ、無エルンゲン油菜種品種「ななしきぶ」を誰でも育成可能とする。代替措置：日本国内の特産での栽培に限り要件緩和	C		育成者権者の許可を得ることなく、種子を配布し、自由に当該品種の栽培が行われることになれば、育成者が品種開発等に要した費用を回収することができず、新たな品種開発を行うことができない。なお、「ななしきぶ」の育成者権は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所管しており、許諾の要請があれば対応している。														個人	広島県	農林水産省	

10 農林水産省(特区第12次再々検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100060	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十三条第一号、第二号 ○食用植物油原料各表示基準の緩和	食用植物油の原料名は、食用植物油品質表示基準により、「食用植物油」と記載することとなっている。 なお、原料名の次に括弧を付して「食用植物油(小豆島産)」と表示することは可能である。	現行法令によって、食用植物油の原料名については「食用植物油」と表示することとなっているが、小豆島の食用植物油については、小豆島産の原料名を記載することにより、「食用植物油」と記載することにより、消費者への適切な情報提供を目指す。更に「(小豆島産)」と記載することによって消費者に地域の特色を生かした製品(果実から採取したフレッシュなジュース)であるとの認知を促し、地域活性化に大きく寄与する。 提案理由: 食用植物油に関する表示のうち、輸入した食用植物油を加工して販売する場合は、現行の表示が適切であるが、小豆島では物理的方法のみを用いてオリーブの果実から採油しているため、現行法の規定と現状に差異が生じている。そこで、原料名を表示基準を記載し、現状に即した表示とすることによって輸入オリーブ及びそれ加工したオリーブ油との差別化を図るとともに、構造改革特区の第1号認定を受けて以来、栽培面積が増加していること、小豆島産オリーブ油の販売や生産のさらなる拡充を図りたい。さらに、本年度は製品のイメージ向上に向けオリーブ油に関する地域食品ブランドの認証申請を行っている。	小豆島産のオリーブ果実から採油したオリーブ油については、原料表示を現状に合わせて「オリーブ果実」とすることによって、消費者への適切な情報提供を目指す。更に「(小豆島産)」と記載することによって消費者に地域の特色を生かした製品(果実から採取したフレッシュなジュース)であるとの認知を促し、地域活性化に大きく寄与する。 提案理由: 食用植物油に関する表示のうち、輸入した食用植物油を加工して販売する場合は、現行の表示が適切であるが、小豆島では物理的方法のみを用いてオリーブの果実から採油しているため、現行法の規定と現状に差異が生じている。そこで、原料名を表示基準を記載し、現状に即した表示とすることによって輸入オリーブ及びそれ加工したオリーブ油との差別化を図るとともに、構造改革特区の第1号認定を受けて以来、栽培面積が増加していること、小豆島産オリーブ油の販売や生産のさらなる拡充を図りたい。さらに、本年度は製品のイメージ向上に向けオリーブ油に関する地域食品ブランドの認証申請を行っている。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
100070	農地を養鰯池にする際の転用の緩和	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	農地を養鰯池として利用する場合、農地としての利用と同等とし転用を免除する	課題 ・少子高齢化、過疎化により中山間地域の農地の遊休地化が進み、今後さらに耕作放棄地の増加が予想されている。 ・平成16年に発生した中越大地震により、住民の経済的負担が増加し、耕作放棄をする人や養鰯業を縮小及び廃業する人が出ていた。 ・養鰯業者は、また半農半漁の形態で家族経営的な帯帯経営体もあり、衰退することは地域コミュニティの消滅を招く。 ・地域の活性化の推進には、地域固有の産業の強化が不可欠であり、そのために経済的な負担を減らすことが重要である。 効果 ・農地の転用が免除されることにより、 ・耕作放棄地の解消・防止 ・農地荒廃による災害の防止 ・地域独特の景観保全 ・地震により経済的にダメージを受けた養鰯業参加者の経済的負担の軽減等の効果が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化が図られる。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100080	地域の活性化を図るため、地域を囲った大学獣医学部の設置の許可	なし	提案内容について、当省が所掌する規制はない。	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構が行う今治市都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設立し、若者の流出により減少を増す地方都市に若者を呼び、大学を核として市域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を促した。 (提案理由) 今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者で大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利(都市の利便や若者の人気)にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認め(取れば特区が地の利となって地域再生を図ることが可能になる。獣医学部(科)は、これまで約40年間開設されてきたが、全国930人の定員の内、西日本には国立大学の165しか定員がなく、四国には1つも獣医学部がない。農林水産省が近年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」でも四国は産業界、小動物系とも将来の需給に対する対応が危惧されるとされている。このため、今治市において、新興の動物の伝染病や人獣共通の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先端的かつ特色のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和や特区での定員の増えを定員増であればあまり影響はないものと考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致と大学を核とする企業誘致で地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特色を提案する。	E		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
100090	農家住宅取得に伴う近接する農地取得について権利移動制限の適用除外	農地法第3条第3項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づき農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となること要件となっている。 また、この知事が設定する別段の面積については、土地取得面積の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。	農家住宅と近接する10a以下の農地農用地域外の農地の取得について農地取得後の農地下限面積の適用を除外し、農家住宅に一体化している前庭菜園の取得を可能とする。	【現状】 高齢化、後継者不足、労働性の低さから、農家空き家やそれに付随する耕作放棄地が増加しています。このような状況から、生活基盤、産業基盤が維持できなくなるだけでなく、環境保全や災害対策が出来なくなっています。また、伝統的祭事、神社仏閣等の地域文化はもとより、農村的景観も失われつつあり、住民生活の機能は低下し、集落の消滅へ危惧されています。一方、都市住民が農山村地域において家庭菜園等を楽しむ田舎暮らしのニーズは高いものの、農地法による農地の取得等の制限(50a以上)がネックとなり、農山村地域への移住が進んでいません。 【提案理由】 農家住宅に付随する農地は、自給的農業の性格が強く、一般の農地とは性格が異なりますが、農地法により、小規模農地の移動制限を受けています。このまま中山間集落の高齢化が進み新しい人材が入ってこなければ、農地や環境の維持が出来ないこと、中山間地域の環境破壊は、平場部への環境に大きな影響を及ぼすことから、農地法による農地の取得を可能とするもの、農地の買取り、安定的な移住が実現できることとなります。 以上のように、本提案は、農地法の許可制要件に反することはないと考えられます。 【代替措置】 移住後(農地取得後)3年間は、取得農地の利用状況を農業委員会に報告し、農地以外の利用を監視します。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100100	特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	都市住民が、レクリエーションその他の営利以外の目的で農作業を行うことのできる市民農園であるが、「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律」を模範として設置された市民農園の貸付け期間は「5年」を規定している。 市民や農園利用者からも関心の高い小田原市の特色である柑桔類などの果樹栽培に利用しては、収穫に長い時間がかかることから事実上不可能な状態となっている。 また、一般市民が自然と触れ合う手段としての家庭菜園や農業体験へのニーズは高まることとされ、貸付とは異なる想定されるが、利用者が安心して触れ合う期間として5年間を一切切り捨てる現状は、やや心許ないという。更に、貸付期間についても期間の延長が著しく不利益になることは考え難い。 そこで、「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律施行令第2条の規定を模範とし、貸付け期間を「5年を超えない期間(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100110	特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する法律第2条第3項第3号 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条	都市住民が、レクリエーションその他の営利以外の目的で農作業を行うことのできる市民農園であるが、「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律」を模範として設置された市民農園の貸付け期間は「5年」を規定している。 市民や農園利用者からも関心の高い小田原市の特色である柑桔類などの果樹栽培に利用しては、収穫に長い時間がかかることから事実上不可能な状態となっている。 また、一般市民が自然と触れ合う手段としての家庭菜園や農業体験へのニーズは高まることとされ、貸付とは異なる想定されるが、利用者が安心して触れ合う期間として5年間を一切切り捨てる現状は、やや心許ないという。更に、貸付期間についても期間の延長が著しく不利益になることは考え難い。 そこで、「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律施行令第2条の規定を模範とし、貸付け期間を「5年を超えない期間(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁

10 農林水産省(特区第12次再々検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
100110	港湾における貿易関係行政機関の窓口の一元化による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化	農林水産省設置法 検疫法 畜畜伝染病予防法 狂犬病予防法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	各港の貿易にかかる各府省庁システムについて府共有連携ポータル化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のために、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	各港間の貿易にかかる各府省庁システムについて府共有連携ポータル化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のために、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる傾向がある。このような港湾となるに当たり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大な協力をお願いし、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加している傾向にあり、貿易にかかる諸業務を円滑に行うことが、ますます重要となっている。わが国の貿易にかかる手続きは、それぞれの所管の省庁が多岐にわたっていること特徴があり、手続きの煩雑になっているとの指摘がある。これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代シングルウィンドウ」(府共有共通ポータル)として、貿易にかかる各府省庁のシステムが相互に、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。しかし、港湾における手続きの簡素化等は図れるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で実行される貿易にかかる各種検査業務等についてはポータル化されたため、煩雑性は引き継ぎ発生することとなる。これらを解消するために、検疫検査、食品検査、税関等の現地検査業務等もポータル化(窓口一元化)を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に伴って現地検査業務等も窓口が一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。	C														1 0 5 4 0 1 0	下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省		
100120	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C															1 0 5 0 1 0	東川町	北海道	農林水産省	
100130	生産調整外作付目的の拡大	生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日18総農第778号)	バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用に関する要領の規定に基づき、生産調整上、主食用米生産の外数として扱うことが可能である。	バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用に関する要領の規定に基づき、その作付を可能とする。	休耕田及び転作田にて米穀の作付を行い、当該原料を用いた国内産バイオエタノールの生産を目的とする。現在、バイオエタノール研究を行なうに当たっても、生産調整外に於いては目的に合致する項目がなく、研究及び実証に向けた取組に支障をきたしていることから、工業向け利用を前提とした米穀生産を可能とする。これにより、①日本農業の復興と農業者所得の向上②農地確保と治水機能向上による防災対策③国内エネルギー自給率の向上に貢献する。作付にあたっては他生産調整外作付と同様に、水稲品種、生産予定数量等、収穫後保管場所、エタノール精製方法を明確にした上で、地方農政事務所への申請を行うこととするにより、生産調整方針に背反とはならない。	D															1 0 5 8 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省
100140	土地改良法第15条の特例	土地改良法第15条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び土地改良事業に附帯する事業を行うことができる(土地改良法第15条)。	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	前回提案の際、土地改良区の性格から収益的事業が認められないということだったが、再度提案するのは次のような理由からである。当市のような中山間地域においては兼業農家が多く、担い手の高齢化も進行している中、集落の農村環境を取り巻く状況は悪化している。近年、この打開策として集落法人による持続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上を図ろうとする手法が採られたところである。しかしながら、この集落法人設立には一定の資本金が必要となることと収益を上げ安定的な収入が当面確保できないことなどが若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、集落法人設立に至るケースはあまり多くないのが現実である。このうち、土地改良区ではこれまで土地改良事業を通じて、地域内における人的つながりも潤滑で地域的課題にも精通しているにも拘らず、現在ではその役割を償還事務と小規模で維持修繕的な土地改良事業が主たる業務に終始している。又、市町村合併により旧町村単位で設定していた個々の土地改良区を合併し事務の効率化を図っているところであるが、本来業務を維持するにも経済的困難により市の補助金である運営費によりかろうじて存続を保っているものである。このままでは、近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり、地域の農村環境維持の礎をうとうとまで揺らざるを得ない。そこで、早急に土地改良区の活用を最大限に図り、持続的な農業経営を可能とする集落法人設立促進のため、過渡的に土地改良区がその任に当たることができる。若年層を中心とした担い手の確保を図り集落法人への移行を円滑に行うことのできる体制を早急に確立する必要がある。このことを実現するための特例措置を求めるものである。	C															1 0 6 4 0 4 0	三次市	広島県	農林水産省	
100150	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づき農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として当該農地が別々に定められている場合はその面積)以上となることとなる。また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となる。	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のための許可制を採っていることは理解している。しかし、三次市のように高齢化が進み、担い手不足が依然として解消されない中山間地域においては、都市部から移住してきた新規就農者の小規模な農地であっても、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材であると考えており、そうした新規就農者が土地を取得しやすくなるよう、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案するものである。また、特定農地買付法や市農園整備促進法等での買付も考えられるが、買付では最終的種家として買付を決めて定住してきた人たちの思いは汲み取れない。固定資産税や相続の問題等は後々も継続しているため、農地を取得するという形で就業を実現させていきたいと考え、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正を提案する。	C															1 0 6 4 0 4 0	三次市	広島県	農林水産省	
100160	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100170	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100180	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100190	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100200	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100210	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100220	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100230	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区に集落を形成していますが、農業従事者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの基盤下を置き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による定住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と集落に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集居施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街地の指標から郵便局が無くなることと町が計画する定住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一体を非農用地域として、地域自治活動の中心地として定住化集落の形成を目標としています。また、市街地以外には民間主導で、民間が民営化して運営している、バス・ターミナルは民間主導であること、事件においてはこのように、町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街地指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C														1 0 5 0 1 0		みやぎ未来 バイオ合同 会社	宮城県	農林水産省	
100240	農地転用に係る市街地の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号口 農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10農水事務第1067号農林水産省官公庁連絡通知)第4の1の4)①の1の4)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内(2以上の公共公益的施設施設が存在すること)申請に係る農地から300メートル以内(2以上の施設が存在すること)イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場ロ インターチェンジハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場ニ その他いから八までに行ける施設に隣接すること ・ 住宅や事業用施設、公共施設等が連なっていること ・ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること ・ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ・ 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街地の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街地の指標から削除することとなりました。郵便局を市街地指標に指定するか否しくは、代替措置として義務教育学校「地域住民集居施設」の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も増増であるが増え過ぎており、町の発展と活性化のためには、定住性を増やし地域を元気にすることがあります。1985年に専攻町を宣言し、24年間に亘って地域づくりに努め、町の地方を多くの方に発信し活動する農村を目指しています。東川町は、中心市街地4つの小学校区																				

